

日立南部地区デイサービスセンター（おおみか湯）  
指定地域密着型通所介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団いばらき会が開設する日立南部地区デイサービスセンター（おおみかの湯）（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで事業の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（事業の運営）

第3条 事業の提供にあたっては、事業の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 日立南部地区デイサービスセンター（おおみかの湯）
- 二 所在地 茨城県日立市大みか町4丁目7-9

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者
  - 生活相談員 1名以上
  - 看護職員 1名以上
  - 介護職員 1.6名以上
  - 機能訓練指導員 1名以上従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日とする。ただし、年末年始（12月30日から1月3日まで）とお盆期間（8月13日から8月15日まで）を除く。
- 二 営業時間 午前7時30分から午後4時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前8時30分から午後3時30分までとする。

（利用定員）

第7条 利用定員は18名とする。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 生活相談（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導（家族介護者教室）
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 給食サービス
- 八 入浴サービス
- 九 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払を受けるものとする。

なお、法定外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 食材料費として、750円
- 二 おやつ代 100円。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、日立市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、機能訓練指導員の指示に従うこと。
- 三 浴室を利用する際には、従業員の指示に従うこと。
- 四 第13条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年4月及び10月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第14条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため

に、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業サービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は提供した事業サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行うものとする。

#### （個人情報の保護）

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。（年1回以上）
- 四 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。（担当者：管理者）

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### （ハラスメント対策）

第17条 事業所は、ハラスメント対策のための対応を、就業規則（セクシャルハラスメント防止に関する規程、パワーハラスメント防止に関する規程、妊娠・出産・育児休業・介護休業等ハラスメント防止に関する規程）に基づいて次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 職場において行われるハラスメントにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための指針を整備する。
- 二 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の指針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- 三 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（管理者）を置く。

#### （業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### （地域との連携など）

第19条 指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第20条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備するものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団いばらき会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6年 10月 22日から施行する。